

○矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金交付要綱

(令和4年1月19日告示第2号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のため、個人又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、矢祭町が予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる補助事業者は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 町内に在住する者あるいはその団体、または町内に事業所がある事業者等
- (2) 町内において別表に掲げる事業を実施する者

(対象事業及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に当該事業に要する経費について補助事業者等に対して交付するものとし、その額は同表に掲げる補助率の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金交付申請書（様式第1号）をすみやかに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は交付対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、補助事業者等に対し矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(概算払)

第6条 町長は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金概算払請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(変更承認の申請)

第7条 補助事業者等は、次の各号に該当する変更があった場合には、矢祭町森林環境譲与税基金事業計画書変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を作成し、すみやかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更すること
- (2) 事業費又は事業量の10分の3以上の変更をすること
- (3) 事業を行う場所を変更すること

(実績報告)

第8条 実績報告は、矢祭町森林環境譲与税基金事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添付し、当該事業完了の日（事業廃止について町長に承認を受けた場合においては承認を受けた日）から1ヶ月以内、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書等の書類の提出があった場合は、当該事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第10条 町長は、前条に基づく審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業に基づき、これを適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(交付請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合、前条の実績報告書を提出し、補助金確定通知後、矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が規則又はこの要綱に違反したときは、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

事業名	摘要	補助率
森林整備事業	・森林整備に係る費用	2分の1

様式第1号(第4条関係)

矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金概算払請求書
[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

矢祭町森林環境譲与税基金事業計画変更(中止・廃止)承認申請書
[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

矢祭町森林環境譲与税基金事業実績報告書
[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金確定通知書
[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

矢祭町森林環境譲与税基金事業補助金交付請求書
[別紙参照]